

文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）
補助要項

令和3年4月20日
文化庁長官決定
一部改正 令和3年5月21日
一部改正 令和3年8月10日

1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和3年4月20日文化庁長官決定）（以下、「要綱」という。）に基づき、補助金の交付のための手続き等について必要な事項を定めるものである。

2. 補助対象事業

（1）充実支援事業

不特定多数に公開することによってチケット収入等を上げることが前提として実施する文化芸術活動としての公演、演奏会、コンサート、ライブ、展覧会等の開催について、次に例示する新しい文化芸術活動のイノベーションや文化芸術活動の持続可能性の強化に資する取組を合わせた積極的な活動を行う事業について支援する。

- イ 既公演の演出を変えて実施する公演
- ロ 他の文化芸術関係団体とコラボレーションして公演等を実施
- ハ 新たな専門性を有する実演家等を招聘して公演等を実施
- ニ オンライン配信等、これまでに実施していなかった客層にアプローチを行う取組 等

（2）キャンセル料支援事業

令和3年1月8日以降に緊急事態措置区域、経過措置及び令和3年4月1日以降まん延防止等重点措置区域とされた都道府県で、公演活動等の実施が困難となった文化芸術関係団体等について、開催準備のために発生した経費や動画作成費及び公演等に関連する団体の固定費を支援する。

3. 補助事業者

（1）国内の文化芸術関係団体

次のイ又はロのいずれかに該当する団体

- イ 団体としての公演等の主催の実績がある法人格を有する文化芸術団体
- ロ 公演等の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体
- ハ 法人格を有しないが、以下の①から③のいずれかの団体で、i)の要件を充たしている団体
 - ① 公演等活動の主催の実績を有する任意団体
 - ② 公演等活動の実績を有する者が中核となる任意団体

③ 公演等活動の主催の実績を有する団体等が中核団体となる実行委員会

i) 定款に類する規約等を有し、以下について明記されていること

- ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

(2) 国内の文化施設の設置者または運営者

主催事業を実施している国内の文化施設の設置者（文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人、指定管理者を含む）

4. 補助対象経費

補助対象経費となる経費は、活動費（出演費、稽古費、スタッフ費、諸謝金、音楽費、文芸費、舞台・美術費、会場費、役務・委託費、旅費、借損料、需用費）とする。

キャンセル料支援事業については、団体の固定費となる、活動費（固定費）も補助対象経費とする。

5. 交付決定前経費の執行

補助事業には、令和3年の緊急事態宣言下における活動を支援するため、令和3年1月8日以降で交付決定前の経費を含むことができる。

6. 補助金の額

補助対象経費のうち、定額補助とする。